

平成30年度第9回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	5番	葉狩	健一	6番	福安	健	
	7番	國岡	美保子	8番	池本	英夫	
	9番	植木	克茂	10番	藤原	康生	
	11番	寺坂	富雄	12番	竹下	るみ子	
	13番	山中	眞守				

4. 欠席委員(1人) 4番 小川啓介

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	17番	平尾	晴次
18番	西沖	和己			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時03分)

事務局長

ただ今から、平成30年度第9回農業委員会総会を開会いたします。
本日は、14名の委員に対し13名の出席でありますので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。第9回の農業委員会総会を開催するにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

今月の5日でございますけれども、農業委員の特別研修大会が開催されました。これにつきましては、やはり農地の最適化。ただいま農業委員会憲章をご唱和いただいた中身についての、地域ちいきにおける取り組みの現状等々の発表もあり、全国農業会議所から来られました柚木専務の取り組みに対する流れなり、色々聞いたわけでございます。智頭では山本山村再生課長より、農地の最適化に向けての一応基本、基本であるである農家の皆さんの現状把握をすることこそ、それぞれの取り組む方向性というものが出てくるのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。

先月にも皆さんに申し上げたところでございますけれども、やはり、それぞれの担当区域における現状、これについてはアンケート調査によってある程度のポイント、ポイントの流れというものを収集し、それに対しての扱いをどうするのかということになるかと思っておりますけれども、これについては、それぞれの担当区域の皆さんが、担当地域の集落におけるアンケート結果というものをそれぞれ検証し、集落の皆さんに出来るだけ集まっていたき、意見交換会を開く、このことこそがそれぞれの地域における方向性、あるいは担い手の受け皿とか、あるいは規模拡大、農地の貸し借りの問題もあります。ましてや智頭町におきましては、中間管理機構というものが非常に、出し手があっても受け手がないという現状でありますけれども、その原因はどこにあるかと言いますと、やはり、農地の立地条件が悪いということになるかと思っております。しかしながら、それぞれの農家の皆さんが、農地の規模拡大したい方、あるいは出したい方、受けたい方ということで、町長の意見決定を求められたものを見ておりますと、大体80ヘクタールという面積が農地集積、このものを中間管理機構に皆出しておりますと、智頭町は5.8ヘクタールと言われますけれども、実質は80ヘクタールぐらいにはなるのではなかろうかとおもいます。そうしますと本年も、もう限られた日数ですけども、30年度におきましては、ひとつ、30年から31年度になりますけれども、来年に向けては、それぞれの集落座談会を開いていただいた中で、本当にこれからの農地を守り、活かす「人・農地プラン」に対する取り組みをどうしたらいいかと、それについてそれぞれ検証していただきながら、取り組んでいただきたいと、こういうふうに思っております。

なお、先月の29、30日に全国農業委員会会長大会、これがございました。先日の大会において、申し合わせ事項等々あって、この申し合わせについては、

	<p>農業委員会の代表者集会、これは各国会議員の先生方のところにも出向いて要請をしたところであり、農地利用の最適化運動方針というものも、先般の特別研修大会において、皆さんの十分なお理解をしていただいたものと考えておりますので、それについての、方向性、取り組みにつきましても、それぞれの与えられた中で、ひとつ進めていただきたいなど、こういうふうに思っているところであります。</p> <p>以上、取り留めのない話ではございましたけれども、智頭町も山間地農業の中で、それなりに農地を守り、活かして取り組んでいるということを県下の農業委員の皆さんにもご理解をしていただけたのではなかろうかと、こういうことでございます。</p> <p>意は尽きませんが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の決定について。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、9番 植木克茂委員、10番 藤原康生委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の1ページで説明いたします。</p> <p>一筆目の申請地が、三田字家廻り313番1、地目が田んぼで面積が768㎡。二筆目が、三田字油免624番、田んぼで1,483㎡。三筆目が三田字天王木968番1、田んぼで1,061㎡。合わせて、3筆で3,312㎡となります。3条の無償移転となります。譲渡人が鳥取市宮長の●●●●●さん、譲受人が中原279番地の●●●●●さんです。</p> <p>この件につきまして、●●●●●さんが鳥取市内に居られるということで、田んぼを譲る方を探しておられて、第三者の方が入られまして、●●さんを探されたということでございます。●●さんはかなり高齢ですが、いま現在、家族3人で居られることと、娘さん夫婦が河三に居られまして、その河三の方と共同で耕作していくということでございますので、全部効率要件ですか、農事従事要件、取得後の下限面積等々に問題なしと判断して受け付けたものでございます。</p> <p>場所でございますが、お手元の申請位置図の1ページをご覧ください。かな</p>

	<p>り点在しておりますけれども、この3筆が今回の申請地となります。2ページ、3ページ、4ページに切り図を付けております。5ページが現場の写真でございます。このような形で、近年はちょっと耕作しておられないという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番の山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>11月の月末に確認しに行きました。●●●●●さんは鳥取の方に住んでおられ、お母さんを看ておられるという状況です。これは、周辺の方々に一切農地等を買って下さいということと言われていたそうですが、中々話が着かないということで、色々されて中原の●●●●●さんが立ったということです。</p> <p>なお、これは次にも出ますけど、家込めで売るといふ、田畑も売るといふものであります。別段、問題ないはないようです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページの、先ず1番です。場所が南方字荒木 239 番、田んぼの112㎡です。所有者が、南方246番地の●●●●●さんです。非農地の事由としては、「平成10年頃より、駐車場として利用。周辺に庭木を植えており、現在に至る。」ということでございます。</p> <p>図面の方ですけれども、6ページに位置図を付けております。●●●●●さんの自宅の隣りのところでございます。7ページに切り図を付けております。2</p>

	<p>46 というところが居宅の建っているところでございます。8 ページに現地の写真を付けておりますけれども、このような状況でもう既に宅地の一部として使用されているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7 番の國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>12月9日に●●さんにお会いして話をしました。聞いてみるのに、駐車場をするのに庭木をほかの方に寄せて作られたとありますが、駐車場より先に庭木が植わったそうです。ですので、もう既に大方20年以上経っているので致し方ないかなあ、という話しをしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、番号2の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号2番です。西谷字黒ノ田441番4、田んぼで90㎡です。所有者が、西谷489番地の●●●●●さんです。事由としては、「昭和50年頃、農業格納庫を建築し、現在に至る。」というものでございます。</p> <p>図面の方ですけど、先ず9ページですけれども、新田のバス停付近の場所でございます。10ページに公図を付けておりますけれども、この緑で示した部分が申請地でございます。11ページの現地写真で、真ん中辺に建っているのが農具格納庫ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番の中澤一博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

14番	<p>私も先月末に。ここはいま●●●さんが所有されているところでありますし、●●●●●さんにも伺ってきました。所有者は●●●●●さんですけど、いま言いましたように、●●●さんが住んでおられて、その宅地の倉庫になったということで、その時にどうも非農地申請をしてないようです。所有者も変更されてないということで、でも、確認しましたところ、既に事実であるということで、いま新田の方から地籍調査が行われてきているところですが、まだここにはなっていないが、●●●さんの長男がもう既に名義変更、相続を進められとって、そういった関係上で、非農地申請をして相続を息子の方にしたいということで、そういった方向で進められておるといふ。その時にされてなかったのが原因ではありますけど、今回お願いしたということですので、報告させていただきます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり決定しました。 次に、番号3の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号3番です。一筆目が中原字中土居359番2、田んぼで16㎡。二筆目が、同じく中土居359番3、畑で39㎡。合わせて55㎡です。所有者が、鳥取市吉成南の●●●さんです。非農地の事由としては、「昭和60年頃から住宅の一部として使用し、現在に至る。」ということです。 図面の方ですけれども、先ず12ページのところで位置図を示しておりますけれども、黄色く示したところが今回の申請地となります。その上の359番のところが、●●●さんの居宅があるところがございます。13ページに公図を付けております。14ページに写真、ちょっと見にくいですが、ここの部分の2筆、359の2と359の3となります。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番の葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

5 番	<p>12月の2日に現地を確認しております。事由に書いてあるとおり、居宅の庭の一部として一体的に利用されておるといことです。ご本人、鳥取なんで、ご本人といつ頃からということは確認できていないですけど、ムラが知る限りでは、もっと昔からということは間違いない事です。 以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号3は原案のとおり決定しました。 次に、番号4の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページとなります。 番号4番。一筆目が、中原字中土居358番2、畑で119㎡。二筆目が、同じく中土居358番3、畑で19㎡。三筆目が、同じく中土居359番1、畑で79㎡。合わせて3筆で、217㎡となります。所有者が、3番と同じく鳥取市吉成南の●●●さんです。非農地の事由としては、「平成元年頃から居宅の進入路として使用し、現在に至る。」といことです。 図面の方ですが、先ず15ページのところに赤と黄色で示しておりますのが、この3筆となります。先ほど決定いただきましたところの隣接するところでございます。16ページに公図を付けておりまして、17ページに現状の写真を付けておりますが、このような形で自動車を進入させるための道路として使用されておるといことでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番の葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>同じく12月の2日に現地を確認しております。写真で見ていただいたように、庭側から見て右側の家が本宅で、左側が千代川。ですから千代川の裏側に●●邸の出入りが出来るような形状で利用されているという状況で、非農地の</p>

議 長	<p>事由があがるとおりの状況であることを確認しております。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします議案第2号番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号4は原案のとおり決定しました。 次に、番号5の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号5番です。申請地が三田字家廻り 306 番 2、田んぼで 82 m²です。所有者の方が、鳥取市宮長の●●●●●さんです。非農地の事由としては、「昭和40年の居宅建築時に宅地の一部として利用し、現在に至る。」というところでございます。</p> <p>位置図の方ですけれども、18ページのところに一途を示しておりまして、19ページに公図を、また、20ページに現地の写真を付けております。現在このような状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番の山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>これも同じく、一番始めに言わせていただきましたとおり、家を建てたときに居宅の一部として倉庫兼住宅のようなことでございます。別段、このとおりのことですのでよろしく願います、ということです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>

	<p>それでは採決いたします。議案第2号番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号5は原案のとおり決定しました。次に、番号6の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号6番です。一筆目が、三田字荒木谷614番、田んぼで720㎡。二筆目が、三田字祓谷口706番、田んぼで16㎡。三筆目が、同じく祓谷口707番、田んぼで872㎡。合計、3筆で1,608㎡となります。所有者の方が、鳥取市宮長の●●●●●さんで、非農地の事由としては「平成の初め頃に杉を植林し、現在に至る。」ということです。</p> <p>図面の方ですけれども、21ページに位置図を示しております。圃場整備されておる田んぼの両サイドの土地でございます。22、23と公図を付けておりまして、24ページに現在の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番の山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>これも同じく月末に確認させていただきました。これもやはり、本人さん、●●●さんでなくて、父さんの方が、もう亡くなられておられますが、減反等の関係やらで、整備した端の方なので植林したというものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号6は原案のとおり決定しました。次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求</p>

<p>事務局長</p>	<p>めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>1 1月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。 議案書の4ページをご覧ください。先ず、上段の利用権設定です。利用権設定面積が、合わせて5,600㎡。利用権を設定する者が3名、受ける者が3名でございます。内訳としましては、3年未満のものが2,023㎡、3年から5年未満のものが1,211㎡、10年以上のものが2,366㎡でございます。下段に所有権移転。こちらは田んぼ、628㎡でございます。</p> <p>では、5ページで詳細について説明いたします。先ず1番が、埴師字1418番、田んぼで2,023㎡です。地主の方が埴師369番地の●●●●●さんです。権利の種類としては使用貸借権です。小作の方が埴師211番地の●●●●●さんです。作物は白ネギを予定されておりまして、期間は平成30年12月15日からの1年間でございます。</p> <p>2番目が埴師字カウゲ田1562番、田んぼで1,211㎡です。地主の方が埴師268番地の●●●●●さん。同じく使用貸借権で、小作の方が埴師211番地の●●●●●さんです。こちらも作物は白ネギを予定されておりまして、期間は平成30年12月15日からの3年間で予定しておられます。</p> <p>3番目が新見字黒地1256番1、田んぼで2,366㎡。地主の方が新見204番地の●●●●●さん。こちらは賃借権でございます。小作の方が新見262番地の●●●●●さんです。こちらは、作物は水稻を予定されておりまして、期間につきましては、平成30年12月15日から10年間で予定されております。小作料としては、1反あたり8千円を口座で支払うようにしておられます。こちらは10年以上となりますけれども、機構の方は使用しないということの確認は取らせていただきました。</p> <p>続きまして下の段が所有権移転です。先月も出ましたけれども、●●●さんから担い手育成機構に渡ったものが、今回は担い手育成機構から●●●●●さんに所有権が移転するものでございます。場所は埴師字石田677番で、628㎡でございます。この単価のところは、先月は25万円丁度でしたけれども、今回25万2千8百円で、2千8百円が●●●さんから機構に手数料として上乗せされるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認すること</p>

議 長	<p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第9回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時34分)</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年12月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 植 木 克 茂

智頭町農業委員会委員 藤 原 康 生